

令和4年（2022年）1月4日

入札参加資格登録事業者（建設工事）の皆様へ

宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観的事項審査制度の創設に関するお知らせ

みだしの件について、令和4年度の入札参加資格審査申請（業者登録）時から下記のとおり運用を開始しますのでお知らせします。

記

1 建設工事の入札参加資格における主観数値の加算について

令和4年7月1日以降に公告を行う建設工事の入札から、従来の総合評定値（客観点数）と、一定の条件を満たす場合に適用される本市独自の主観的事項（主観数値）の合計点（1点未満の端数は切り上げる。）をもって参加資格の有無を審査することとします。

なお、主観数値の加算には事前の認定申請が必要です。

2 主観数値の加算を申請することのできる事業者

本市に本社・本店を有する事業者

※市外業者及び準市内業者は本制度の対象となりません。

3 主観数値の加算の認定申請方法

業者登録の際に、下記の書類を契約課へ提出してください。

※個々の案件の入札参加申請時ではなく、業者登録の際に受付を行います。

- (1) 主観数値加算認定申請書
- (2) 必要に応じ、加点項目毎の確認書類

4 主観数値加算認定の有効期間

業者登録の有効期間と同期間とします。

業者登録の更新時には、主観数値の加算認定についても再申請が必要です。

5 主観数値の加点項目及び点数

別表のとおり

6 本制度に関する問い合わせ

宝塚市 総務部 行政管理室 契約課

TEL:0797-77-2008 FAX:0797-72-1419

MAIL:m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp

年 月 日

宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観数値加算認定申請書

宝塚市長 あて  
宝塚市公営企業管理者 あて

申請者

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

次の項目について、必要書類を添付のうえ主観数値の加算を申請します。

1 申請する項目

項目	点数	申請項目	備考
1	I S O 9001 認証取得	1 0 点	
2	I S O 14001 認証取得、又は、エコアクション21認証取得	1 0 点	
3	障害者雇用（報告義務達成、又は、報告義務なし&1人以上雇用）	1 0 点	
4	市と災害に関する協定を締結	1 0 点	
5	県と災害に関する協定を締結（No4と重複加算はなし）	5 点	No.4との重複加算はしない
6	過去2年間において、水防等活動業務に関する協定等に基づく要請を受け出動した場合（前の業者登録期間の出動回数×10点で最大30点まで）	最大 3 0 点	
7	若年技術職員の人数が技術職員人数の15%以上	5 点	
8	1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員が1%以上	5 点	
9	その他・地域貢献（各2.5点で最大20点まで(端数は切り上げ)）	2. 5 ~ 2 0 点	
	① 市の総合防災訓練参加事業者	2. 5 点	
	② 消防サポート隊協力事業所又は消防団員を雇用している事業者	2. 5 点	
	③ 「環境都市宝塚推進市民会議」に加入し	2. 5 点	

	ている事業者			
	④ 市の環境教育や市の環境学習イベント等への参画した事業者	2. 5点		
	⑤ 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結事業者	2. 5点		
	⑥ 兵庫県子育て応援協定締結事業者	2. 5点		
	⑦ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録	2. 5点		
	⑧ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録したうえで、3か月以上雇用	2. 5点		
10	過去2年間に於いて6月以上の指名停止を受けた場合	-10点		

## 2 提出に当たっての注意事項

- (1) 主観数値の加算申請ができる方は、建設工事の登録業者で、宝塚市内に本社・本店を置く方に限ります。
- (2) 申請する内容の申請項目欄に○印を付けてください。
- (3) 「9⑦協力雇用主としての登録」又は「9⑧保護観察対象者等を雇用」については、「様式第2号 協力雇用主の登録に関する証明書」又は「様式第3号 保護観察対象者等雇用に関する証明書」を作成の上、神戸保護観察所で証明書を発行してもらってください。
- (4) (3)以外の申請においては、入札参加資格申請用の添付書類にて確認します。
- (5) 主観数値の加算期間は、入札参加資格の有効期間となります。入札参加資格を更新する際は、主観数値の加算についても改めて申請してください。

別表：主観数値の加点項目及び点数

1 ISO9001 認証取得	
点数	10点
要件	<p>建設工事入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所が、JISQ9001（ISO9001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。</p>
提出書類	必要（入札参加資格申請において提出されていればよい。）
確認方法	<p>登録を希望する営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を市に提出する。</p>
関係する連絡先	—
2 ISO14001 認証取得	
点数	10点
要件	<p>建設工事入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所が、JISQ14001（ISO14001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。</p>
提出書類	必要（入札参加資格申請において提出されていればよい。）
確認方法	<p>登録を希望する営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を市に提出する。</p>
関係する連絡先	—
3 障害者雇用	
点数	10点
要件	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という）の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める時点において、対象障害者である労働者（以下「障害者」という。）の雇用義務を達成し、又は報告義務を有しない者が、建設工事入札参加資格審査等申請時に、障害者を雇用していること。</p> <p>注）「法定雇用障害者数」は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定めるところによる。</p>
提出書類	必要（入札参加資格申請において提出されていればよい。）

<p>確認方法</p> <p>次のいずれかの方法により確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項の規定により対象障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者は、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）の写しを市に提出する。</li> <li>2 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項の規定による対象障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有しない者は、建設工事入札参加資格審査申請書に障害者の雇用人数を記載すること。</li> </ol>	
関係する連絡先	—
<b>4 市と災害に関する協定を締結</b>	
点数	10 点
要件	
市と災害に関する協定を締結している団体の構成員であること。	
提出書類	必要（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。）
<p>確認方法</p> <p>提出のあった書類により確認</p>	
関係する連絡先	—
<b>5 県と災害に関する協定を締結（No. 4 との重複は無し）</b>	
点数	5 点
要件	
県と「災害時における応急対策業務に関する協定」、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」又は「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」を締結している団体に加入している事業者。	
提出書類	必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。））
<p>確認方法</p> <p>提出のあった書類により確認</p>	
関係する連絡先	—
<b>6 協定等に基づく要請による出動</b>	
点数	10～30 点
要件	
災害発生時に、4 に基づく要請を受けて出動したこと。（待機のみであった場合も含む。）	
提出書類	不要
<p>確認方法</p> <p>市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。</p>	

関係する連絡先	都市安全部危機管理室総合防災課
<b>7 若年技術職員の人数</b>	
点数	5点
要件 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計額の15%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき	
提出書類	不要
確認方法 市において経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認	
関係する連絡先	—
<b>8 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の割合</b>	
点数	5点
要件 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき	
提出書類	不要
確認方法 市において経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認	
関係する連絡先	—
<b>9 その他・地域貢献 (1) 防災訓練参加事業者</b>	
点数	2.5点
要件 市の総合防災訓練に会社として参加したと、本市の総合防災課が認定した事業者	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	都市安全部危機管理室総合防災課
<b>9 その他・地域貢献 (2) 消防サポート隊協力事業所又は消防団員を雇用</b>	
点数	2.5点
要件 消防サポート隊協力事業所又は消防団員（宝塚市民に限る）を雇用している事業者	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	消防本部総務課

<b>9 その他・地域貢献 (3) 「環境都市宝塚推進市民会議」に加入</b>	
点数	2. 5点
要件	「環境都市宝塚推進市民会議」に加入していると環境政策課が認めた事業者
提出書類	不要
確認方法	市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	環境部環境室環境政策課
<b>9 その他・地域貢献 (4) 市の環境教育や市の環境学習イベント等への参画</b>	
点数	2. 5点
要件	市の環境教育や環境学習イベント等へ参画したと環境政策課が認めた事業者
提出書類	不要
確認方法	市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	環境部環境室環境政策課
<b>9 その他・地域貢献 (5) 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結</b>	
点数	2. 5点
要件	兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結事業者
提出書類	必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。））
確認方法	提出のあった書類により確認
関係する連絡先	—
<b>9 その他・地域貢献 (6) 兵庫県子育て応援協定締結</b>	
点数	2. 5点
要件	兵庫県子育て応援協定締結事業者
提出書類	必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。））
確認方法	提出のあった書類により確認
関係する連絡先	—
<b>9 その他・地域貢献 (7) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録</b>	
点数	2. 5点
要件	

神戸保護観察所に協力雇用主として登録している事業者	
提出書類	必要（協力雇用主であることが確認できる書類の写し（様式第2号））
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	—
<b>9 その他・地域貢献 （8）保護観察対象者等を雇用</b>	
点数	2. 5点
要件 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した上で、保護観察対象者等を雇用している事業者	
提出書類	必要（保護観察対象者等を雇用していることが確認できる書類の写し（様式第3号））
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	—
<b>10 指名停止</b>	
点数	－10点
要件 市から6か月以上の指名停止措置を受けたこと。	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	—



(様式第2号) 宝塚市

商号又は名称 (必ず記入してください)

協力雇用主の登録に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申請者  
所在地  
商号又は名称  
代表者

当社（私）が、神戸保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

以上

---

申請者について、神戸保護観察所は以下のことについて証明します。

- ・申請者が神戸保護観察所に協力雇用主として登録していること

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印

(様式第3号) 宝塚市

商号又は名称 (必ず記入してください)

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者

当社（私）が下記の期間に保護観察対象者等を雇用したことを証明願います。

記

雇用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

注：「保護観察対象者等」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者並びにそれぞれの対象者でなくなった日から1年を経過しない者をいう。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等）

上記のとおり申請者が、上記の期間、保護観察対象者等を雇用したことに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印